

第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

【事業内容】

- 発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、指導・助言・情報提供を行っています。
- 地域支援マネージャーを配置し、市町・事業所等支援や医療機関との連携、困難ケースへの対応等地域の支援体制の整備を図っています。
- 発達障害の理解を深めるため、普及啓発及び研修を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

発達支援・就労支援に伴う関係機関への助言及び調整会議（見込数）

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	74	90	100	110
相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	28	30	30	30
計	102	120	130	140
相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)(回数)	13	10	10	10
相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)(回数)	3	10	10	10
計	16	20	20	20

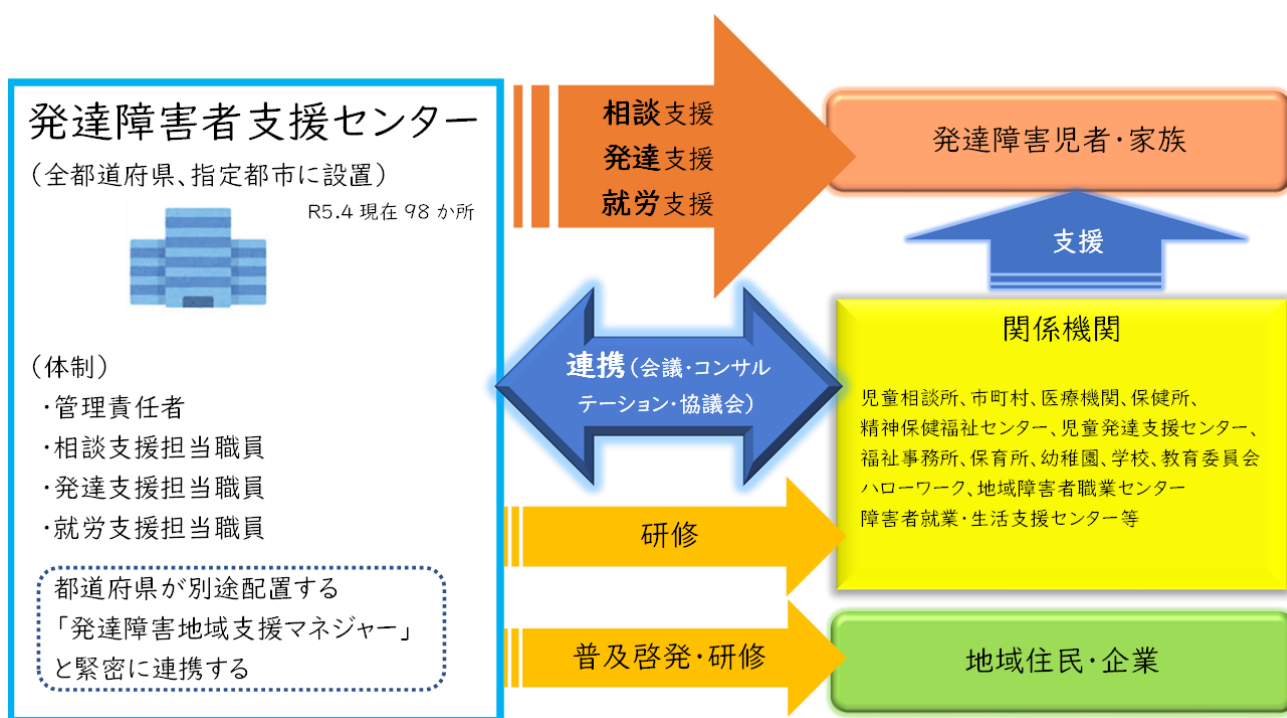
【事業の見込量確保のための方策】

- 改正発達障害者支援法では、①ライフステージを通じた切れ目のない支援 ②家族なども含めたきめ細やかな支援 ③地域の身近な場所で受けられる支援 という3つのポイントが示され、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、これまで以上に多様な取組を進めることが期待されています。
- 発達障害児(者)及びその家族が、できるだけ身近な地域で支援が受けられるよう、発達障害支援の専門性を活かしながら、市町や相談支援事業所の職員等を対象とした研修の実施や、地域支援マネージャーによるケースを通じた助言・支援等により、地域支援体制の整備及び関係機関との更なる連携強化を進めていきます。

○地域支援マネージャーによる地域支援活動を推進するために、機会をとらえ役割を周知するとともに、個別ケースを通じ、認知度を高めます。

○長崎県発達障害児・者総合支援推進会議において、支援における各分野の役割分担の明確化と必要な支援方策の検討及び支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を進めています。

【参考】発達障害者支援センター運営事業



(2) 高次脳機能障害支援普及事業

【事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターに設置した高次脳機能障害者支援センターでは、本人及び家族に対する専門的な相談支援、高次脳機能障害に関する普及啓発、保健・医療・福祉各分野の職員を対象にした研修、通所訓練等を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○これまで、県民に対する普及啓発、支援者による連携体制の構築促進に取り組んできたことにより、高次脳機能障害児・者が身近な地域で相談、支援を受けられる体制が整備されてきたことで、当センターへの相談利用者数は減少傾向にあります。このことから、今後の相談利用者数は現状を維持していくものと見込んでいます。

相談利用者見込数(実人数)

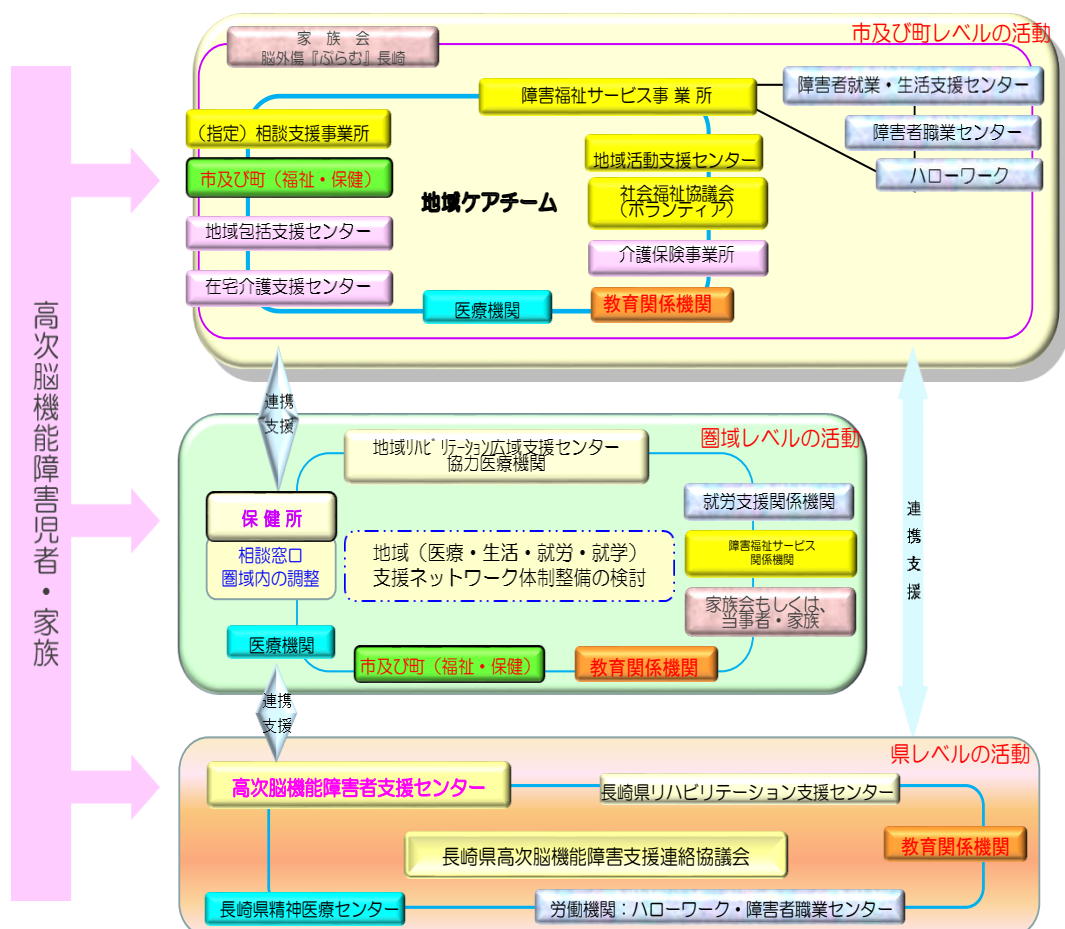
項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談利用者数	74人	70人	70人	70人

【事業の見込量確保のための方策】

- 潜在化している高次脳機能障害児・者を早期に発見し、相談につなげるために、医療機関、障害福祉サービス事業所や教育関係者に対し、リーフレットの配布や活用による普及啓発を行います。
- 身近な地域に高次脳機能障害児・者の相談支援体制が構築できるよう、支援者の技能向上のための研修を行います。
- 医療と介護・福祉の連携強化による高次脳機能障害児・者の支援体制が整備されるよう、ケース会議等をとおしてその促進を図ります。

【参考】

高次脳機能障害の支援体制



(3) 障害児等療育支援事業

【事業内容】

○在宅障害児等のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用し療育機能の充実を図るとともに、地域の在宅障害児等の福祉の向上を図るため、県はあらかじめ施設を指定し、①訪問による療育指導、②外来による専門的な療育相談・指導、③障害児の通う保育所等の職員への療育技術の指導の3つの事業を実施しています。

○現在、県北圏域、県央圏域、西彼圏域、県南圏域で各1箇所事業者を指定し、事業を実施しています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設設置数	4	4	4	4

【事業の見込量確保のための方策】

○地元市町を含め各圏域内の関係機関と協議を行うなど、今後も広く療育支援が行き届くよう努めていきます。

○今後、対象事業をペアレントトレーニングやティーチャーズトレーニングに特化するなど療育等支援事業のあり方等についても検討していきます。

2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

【事業内容】

○手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者及び要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○令和5年3月31日現在、手話通訳者登録者数は163人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度修了者数と同数としています。

○令和5年3月31日現在、要約筆記者登録者数は52人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度登録者数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修 修了者数	6人	6人	6人	6人
要約筆記者養成研修 修了者数	3人	3人	3人	3人

【事業の見込量確保のための方策】

- 要約筆記者養成研修の実施にあたっては、新たなコミュニケーションツールである音声認識アプリに関する講座を設けるなど、その内容の充実に努めます。
- ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。
- 養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

【事業内容】

- 視覚障害と聴覚障害に障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや情報入手に関する支援及び自由に外出できるように移動介助を行う技術を習得した通訳・介助員の養成を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

- 令和5年3月31日現在、盲ろう者通訳・介助員の登録者数は163人に対して、サービスを利用する盲ろう者は28人です。
- 現在の盲ろう者向け通訳・介助員の登録者数、サービスを利用する盲ろう者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度修了者数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数	4人	4人	4人	4人

【事業の見込量確保のための方策】

- ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。
- 養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

【事業内容】

○視覚障害と聴覚障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや移動等の支援を行う技術を習得した通訳・介助員の派遣を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○盲ろう者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者の選定を行います。

○現在の利用者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度利用件数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 (利用件数)	373件	373件	373件	373件

【事業の見込量確保のための方策】

○障害者関係団体等を通じて、利用者への周知を図るとともに、適切な支援を行うことで、継続した利用を促進します。

○派遣を行う通訳・介助員確保のため、研修事業も並行して行います。

4. 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

【事業内容】

○障害者相談支援に関する高い専門性を持つアドバイザーを配置し、市町の自立支援協議会等での指導・助言等の役割を担うことでネットワーク構築に向けた広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を図っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現状の指導・助言等の活動状況を踏まえ、現状と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県相談支援体制 整備事業 (アドバイザー数)	8人	8人	8人	8人

【事業の見込量確保のための方策】

○市町に対してアドバイザー活動計画のお知らせや、県自立支援協議会事務局部会においてアドバイザーによる活動を説明することにより、アドバイザーの周知、理解を図ります。

○相談支援専門員の養成を目的とする相談支援従事者養成研修のカリキュラムをアドバイザーで構成する県自立支援協議会相談部会において検討する等、県の相談支援体制の整備に関する取組においてもアドバイザーを有効に活用します。

(2) 精神障害者社会参加促進事業

①保健・医療・福祉関係者による協議の場

【事業内容】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を進めるため、県及び保健所において、医療機関、相談支援事業所、市町等の関係者で構成する協議会を開催し、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○年1回以上協議会を開催します。

○保健所を中心に、圏域において、年1回以上協議会を開催します。

項目		令和4年度末 (基準値)	第7期目標値 (令和8年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	10	10
	市町	20	21

【事業の見込量確保のための方策】

○圏域ごとに保健所を中心として、圏域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでいきます。

②ピアサポートの活用に係る事業

【事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポーターを派遣し、地域住民、地域関係者及び病院関係者等に向けた講話等を行うことで、障害の理解や退院促進を図っています。

○精神障害者団体連合会、精神障害者家族連合会等関係団体と連携し、地域における相談支援者等の養成等を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○長崎こども・女性・障害者支援センターは、ピアサポーターの資質向上を図るために研修会を開催します。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県主催の研修会 開催回数	1回	1回	1回	1回

【事業の見込量確保のための方策】

○長崎こども・女性・障害者支援センター及び保健所等は、ピアサポーターの育成について、管内の精神科病院や障害者施設等へ積極的に情報提供を行い、精神障害者の研修参加に関する働きかけを行います。